

特集Ⅰ

平成二十三年度の生活保護

厚生労働省社会・援護局保護課

第六十七次生活保護基準の改定

平成二十三年度の生活保護基準の改定概要は「参考1」のとおりであるが、この改定の考え方について以下説明する。

1 平成二十三年度生活扶助一般基準について

生活扶助基準は、一般国民の消費水準との均衡を適切に図るため、国民の消費動向や社会経済情勢等を総合的に勘案して、改定することとしている。

平成二十三年度については、こうした考え方に基づき、これまでの基準の経緯を踏まえ、現在の経済、雇用情勢等を総合的に勘案し

た上で、据え置くこととした。「参考2」

2 子ども手当の支給に伴う児童養育加算の取扱について

子ども手当に関しては、「国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律」(平成二十三年法律第十四号)が平成二十三年四月一日から施行されることにより、暫定的に同年四月分から九月分までの間、子ども手当の支給額及び支給対象者については、平成二十二年

度と同様と措置されたため、同年九月分までの生活保護の児童養育加算は据え置くこととした。

3 その他の扶助基準

(1) 住宅扶助基準

住宅扶助基準のうち住宅維持費については、補修のための材料費の物価や労務費の動向などを勘案し所要の改定を行った。

(2) 生業扶助基準

生業扶助基準のうち技能修得費(高等学校等就学費を除く)については、当該消費者物価の動向を勘案し所要の改定を行った。

(3) 出産扶助基準

出産扶助基準(施設分べん及び居宅分べん)については、実態料金等を勘案し所要の改定を行った。

(4) その他

重度障害者加算、重度障害者家族介護料、重度障害者他人介護料及び放射線障害者加算については、他制度における改定を踏まえ、所要の改定を行った。また、勤労控除のうち新規就労控除については、当該消費者物価の動向を勘案し所要の改定を行った。

4 最低生活保障水準

生活保障法により保障される最低生活保障水準は、世帯の家族構成、世帯員の年齢、居住地等により基準額が異なるが、いくつかの世帯を想定して平成二十三年度の最低生活保障水準を例示すると「参考3」のとおりとなる。

[参考1] 平成23年度生活保護基準改定の概要

(1級地-1、単位:円)

	第66次 (22年4月1日)	第67次 (23年4月1日)	備 考
1 生活扶助基準 (1)居宅(1類+2類) 標準3人世帯	162,170	前年度同額	【3人世帯基準額】 33歳、29歳、4歳 冬季加算(Ⅵ区×5/12)を含めた額を 10円単位で表示
(2)期末一時扶助費(居宅)	14,180	前年度同額	
【加算等】 妊産婦加算(妊娠6ヵ月以上)	13,810	前年度同額	
母子加算 (居 宅) (入院・入所)	23,260 19,380	前年度同額 〃	
障害者加算 障害等級1・2級 (居 宅) (入院・入所) 重度障害者加算 重度障害者家族介護料 重度障害者他人介護料	26,850 22,340 14,380 12,060 69,810 以内	前年度同額 〃 14,330 12,010 69,680 以内	23年7月より適用 〃
介護施設入所者加算	9,890 以内	前年度同額	
在宅患者加算	13,290	前年度同額	
放射線障害者加算 負傷又は疾病の状態にある者 負傷又は疾病の状態に該当しなくなった者	42,660 21,330	42,530 21,270	
児童養育加算	13,000	前年度同額	
介護保険料加算	保険料の実費	保険料の実費	
入院患者日用品費	23,150 以内	前年度同額	
介護施設入所者基本生活費	9,890 以内	前年度同額	
入学準備金 小 学 校 中 学 校	39,500 以内 46,100 以内	前年度同額 〃	
2 住宅扶助基準 (1)家賃間代等 (2)住宅維持費	13,000 以内 年額 120,000 以内	前年度同額 年額 118,000 以内	
3 教育扶助基準 (1)基準額(月額) 小 学 校 中 学 校 (2)学習支援費(月額) 小 学 校 中 学 校	2,150 4,180 2,560 4,330	前年度同額 〃 〃 〃	
4 出産扶助基準 居 宅 施 設	204,000 以内 202,000 以内 +入院料	249,000 以内 231,000 以内 +入院料	
5 生業扶助基準 (1)生 業 費 (2)技能修得費 技能修得費(高等学校等就学費を除く) 高等学校等就学費 基本額(月額) 教材代 入学科及び入学考査料 通学のための交通費 学習支援費(月額) (3)就職支度費	45,000 以内 72,000 以内 5,300 実費額 公立高校相当額 実費額 5,010 28,000 以内	前年度同額 73,000 以内 前年度同額 実費額 公立高校相当額 実費額 前年度同額 〃	正規の授業で使用する教科書等の購入に必要な額 高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立 高等学校における額 通学に必要な最小限度の額
6 葬祭扶助基準	201,000 以内	前年度同額	大人の基準額
7 勤 労 控 除 (1)基礎控除(上限額) (2)特別控除 (3)新規就労控除 (4)未成年者控除 (5)不安定就労控除	限度額 33,190 年額 150,900 以内 10,400 11,600 8,000	前年度同額 〃 10,300 前年度同額 〃	

〔参考2〕 平成23年度生活扶助基準額（4月1日現在）

標準3人世帯【33歳・29歳・4歳】

（単位：円）

級地区分	格 差	平成22年度	平成23年度	改 定 率
1級地-1	100.0	162,170	162,170	100.0
1級地-2	95.5	154,870	154,870	
2級地-1	91.0	147,580	147,580	
2級地-2	86.5	140,270	140,270	
3級地-1	82.0	132,980	132,980	
3級地-2	77.5	125,680	125,680	

（注）冬季加算（Ⅵ区×5/12）を含めた額を10円単位で表示

〔参考3〕 最低生活保障水準（月額）の具体的事例（平成23年4月1日現在）

1. 標準3人世帯【33歳、29歳、4歳】

（月額：単位：円）

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生 活 扶 助	175,170	167,870	160,580	153,270	145,980	138,680
住 宅 扶 助（注1）	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合 計	244,970	226,870	213,580	199,270	186,080	172,780
就労収入が手元に残る額（勤労控除）（注2）	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220
医療扶助、出産扶助等	上記額に加えて、医療、出産等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：千葉市、2級地-1：高松市、2級地-2：日上市、3級地-1：輪島市、3級地-2：八代市とした場合の上限額の例である。

注2 就労収入が10万円の場合の例。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

2. 高齢者単身世帯【68歳】

（月額：単位：円）

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生 活 扶 助	80,820	77,190	73,540	69,910	66,260	62,640
住 宅 扶 助（注）	53,700	45,000	41,000	35,400	31,000	26,200
合 計	134,520	122,190	114,540	105,310	97,260	88,840
医療扶助、介護扶助等	上記額に加えて、医療、介護等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：千葉市、2級地-1：高松市、2級地-2：日上市、3級地-1：輪島市、3級地-2：八代市とした場合の上限額の例である。

3. 母子2人世帯【30歳、4歳】

（月額：単位：円）

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生 活 扶 助	152,620	147,380	140,530	135,280	128,440	123,190
母 子 加 算	23,260	23,260	21,640	21,640	20,020	20,020
住 宅 扶 助（注1）	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合 計	222,420	206,380	193,530	181,280	168,540	157,290
就労収入が手元に残る額（勤労控除）（注2）	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220
医療扶助等	上記額に加えて、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：千葉市、2級地-1：高松市、2級地-2：日上市、3級地-1：輪島市、3級地-2：八代市とした場合の上限額の例である。

注2 就労収入が10万円の場合の例。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

なお、ここで示す額は、一般的な基準について計上したものであり、この他に必要に応じて、学校給食費の実費、通学のための交通費等が加算されること、及び住宅扶助については例示されている基準額以内でその実費が適用される

実施要領の改正等

第六十七次生活保護基準の改正とともに保護の実施要領の一部改正等が行われ、平成二十三年四月一日から適用されることとなった。改正等の概要は次のとおりである。

なお、字句の整理にとどまるものについては省略した。

1 世帯認定について（長期入院患者が引き続き入院する場合）

これまで、局第1の2の(5)において、出身世帯に配偶者が属している精神疾患患者等が一年を超えて入院している場合、出身世帯に自己に対し生活保持義務関係にある者が属している長期入院患者が

こと等に留意する必要がある。また、就労収入のある場合には、収入に応じた控除額が実質的に手元に残ることとなるため、現実に消費し得る水準は控除額を含めた水準となる。

三年を超えて入院している場合、それらの者を同一世帯として認定することが、出身世帯の世帯員の自立助長を著しく阻害すると認められるときに世帯分離して差し支えない旨規定しているところである。

今般、局第1の2(5)のイを削除し、精神疾患患者等をウの長期入院患者に含めるとともに、ウで定めていた入院又は入所期間を「三年」から「一年」に変更した。

2 実施責任について

(1) 刑務所等出所者に対する実施責任について

刑務所又は少年院より釈放された者に対する保護の適用について

は、局第2の12の(3)において、者に帰住地がないか明らかでない場合、入所していた刑務所又は少年院の所在地を現在地としてみなし、現在地保護を適用する取扱を規定しているところであるが、今般、この取扱を徹底する観点から、「生活保護問答集について」（平成二十一年三月三十一日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡以下「別冊問答」という。）において、地域定着支援センターの調整を受けて刑務所を出所した者の帰住地が、入所前の居住地又は現在地が実施責任を負う施設である場合の実施責任について、帰住予定地において現在地保護を適用する旨示した（別冊問答問2-42-2）。

(2) 児童福祉施設から措置替え、措置解除した場合の実施責任について

児童福祉法による措置替えや措置解除された者が入所前の居住地又は現在地が実施責任を負う施設等に入所し、保護を受ける場合、「入所前の居住地」を措置前の居住地と解釈することとし、その旨を別冊問答問2-10にて示した。

3 基準生活費について

これまで、局第7の2の(1)のウにおいて、保護施設の基準生活費を、施設に入所した日から退所の日まで計上するよう規定しているが、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（平成二十年三月三十一日厚生労働省発社援第0331011号厚生労働事務次官通知）に基づいて一時入所する場合、当該一時入所期間中の居宅基準生活費の変更を要しないものと定めるとともに、別冊問答問7-12にその旨を追記した。

4 母子加算の取扱について

母子加算の支給要件について、次のとおり、別冊問答において新たに問答を設けた。

(1) 認知した父から仕送りのある母子世帯について

母子と父とが消費生活上の同一の単位を形作っていると認められない限り、母子加算の対象となり得る旨の問答を問7-28-2として明記した。

(2) 母子世帯の要件について

局第7の2の(2)の(ア)にいう「これに準ずる状態にある場合」として、「父母の一方又は両方」が、常時介護又は監護を要する身体障害者又は精神障害者である場合、引き続き一年以上にわたって入院中又は法令により拘禁されている場合、おおむね一年以上にわたって行方不明の場合等が該当する旨示しているが、例外的に該当しなくとも、これらの状態が複合している場合で、列挙したものと同様の状態に相当する場合も対象とするべきとし、「父母の一方又は両方が数か月程度法令により拘禁されていたが引き続き入院し入院期間を合せて一年以上経過した場合」との例示をし、その旨の問答を問7―28―3として明記した。

(3) 叔母と同居している児童世帯について

児童手当を受給している叔母と同居している児童世帯について、養育にあたる叔母は被保護者ではないため母子加算支給の対象とはならない旨、問答を問7―28―4として明記した。

(4) 母子世帯の世帯員である子どもが子を出産した場合の母子加算について

当該子どもが婚姻している場合、当該子どもに配偶者がいない場合、当該子どもが世帯主の母親の養育を離れた場合について、それぞれの取扱を示し、その旨の問答を問7―28―5として明記した。

5 一時扶助について（移送費）

(1) 精神障害者等の社会復帰対策事業への参加に伴う移送費

局第7の2の(7)の(セ)にいう「精神保健福祉センター、保健所等において精神保健福祉業務として行われる社会復帰相談指導事業等の対象者」に対し、集団等でバス移動等している場合について、バス等の運行に必要な最小限度の経費を実際の人数で除して得た額を目安として認められるとする旨、別冊問答問7―58において示した。

(2) 保護施設入所者が施設を退所、通所する場合の移送費

局第7の2の(7)の(オ)に

いう「公共職業能力開発施設等の「等」の例示に「保護施設」を追加し、その旨を別冊問答問7―49において示した。

6 住宅扶助について

課第7の40の14にいう「離婚（事実婚の解消を含む。）により新たに住居を必要とする場合」を転居に際し敷金等を必要とする場合として認められる旨規定しているが、今般、DV等の被害を受けた被保護者が、避難するために、離婚（事実婚の解消を含む。）を前提として、新たに住居を必要とする場合、婦人相談所が自ら又は委託して行う一時保護の施設等に入所できない特別の事情があり、配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）、警察等関係機関からの要請があつた場合に限り、離婚により

医療扶助の運営要領の改正

医療扶助の通院移送費の継続的給付については、三か月を超えて移送の給付を必要とするときは、原則三か月ごとに給付要否意見書

新たに住居を必要とする場合と介して差し支えない旨を別冊問答第7―104―2において示した。

7 生業扶助（技能修得費）について

高等学校を卒業した被保護者であつて、自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合で、就職に有利な一般的能力や就労に必要な基礎的能力を修得する必要がある場合、その者が高校在学中に生業扶助（高等学校就学費）を受給した者であつても、局第7の8の(2)の(エ)に規定する技能習得費（専修学校又は各種学校に就学する場合を除く）を再支給して差し支えないこととし、その旨を別冊問答問1―51及び問7―138―2に示した。

（移送）を徴取し継続の要否を検討し、被保護者の傷病等により、三か月を超えて移送の給付を必要とすることが明らかな場合であつ

て、かつ、電車・バス等の公共交通機関を利用する場合は、六か月ごとに継続の要否を検討することとして差し支えないこととしている。

今般、下記のとおり運営要領が改正され、被保護者の傷病等により、三か月を超えて移送の給付を必要とすることが明らかな場合は、六か月ごとに継続の要否を検討することとして差し支えないこととされた。

なお、全て六か月ごとに継続の要否を検討するものではなく、各実施機関において個々の事案ごと内容審査の上、検討するものであることに留意する必要がある。

(改正箇所)

「電車・バス等の公共交通機関を利用しての場合」としていた文言について削除

電子レセプトの活用を通じた医療扶助の適正化

平成二十三年四月から、生活保護の医療扶助に関する診療報酬明細書(レセプト)の電子化が全自治体において本格運用している。

電子レセプトが導入されること

によって、都道府県等本庁及び各実施機関において、電子化された医療レセプトを基に、管内全体や医療機関別、生活保護受給者別の医療費分析、傷病別分析など、多彩な統計・分析機能を用い、的確に現状分析が可能になるだけでなく、以下の医療扶助の適正化に向けた取組や生活保護受給者に対する受診指導などにも活用することができるとされている。

(電子レセプトの活用を通じた医療扶助の適正化に向けた取組)

① 電子レセプトを活用したレセプト点検の強化

これまでの紙レセプトに比べ、電子レセプトを活用することで、資格点検などの効率化を図られることから、レセプト点検強化に取り組む。

② 指定医療機関に対する効果的・効率的な指導

電子レセプト等を活用して、生活保護の指定医療機関からの請求状況を集計・分析し、生活保護受給者に関する請求件数が多い等、他に比べ突出しているケースについては、重点的にレセプトを個別

に内容審査し、請求内容に問題の疑いがある医療機関に対しては重点指導を実施。

③ 向精神薬における適正受診の徹底

同一月に複数の医療機関から向精神薬を処方されている生活保護受給者などの受診行動についても、電子レセプトを活用等することで的確に把握し、嘱託医協議・主治医訪問等を通じ、内容を審査する

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の生活保護受給者への適用

厚生労働省では、介護保険サービスを提供する社会福祉法人等が生計困難者の利用者負担を軽減する場合、国、都道府県及び市町村がその費用の一部を助成する事業を実施している。

平成二十三年度から、生活保護受給者の個室の居住費(シヨートステイの滞在費を含む。)に係る利用者負担額について、同事業における軽減対象に含めることとなった。

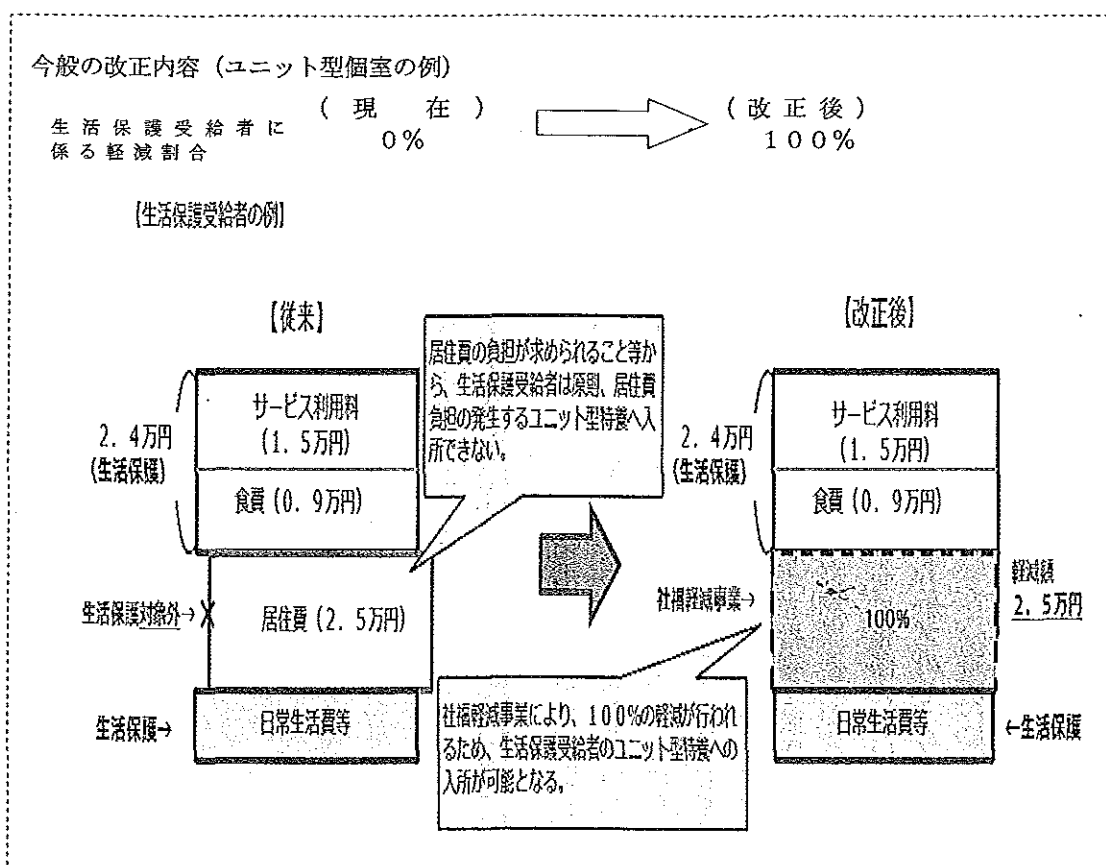
とともに、不適切な受診があった際には、生活保護受給者に対し適正な受診を指導。

④ 後発医薬品の利用促進

既に後発医薬品のある先発医薬品が処方されている生活保護受給者について、電子レセプトを活用して福祉事務所等が的確に把握し、当該生活保護受給者に対して、後発医薬品の周知等利用促進を積極的に図る。

施設事業者が同事業を活用することにより、生活保護受給者の利用者負担の金額軽減(免除)が実施されれば、「生活保護制度における介護保険施設の個室等の利用等に係る取扱いについて(平成十七年九月三十日社援保発第0930002号社会・援護局保護課長通知)」において示す「介護保険施設の個室等の利用を認める場合」の要件の一つである「ア(ウ)施設側が利用者の収入の状況等に

(制度のイメージ)



かんがみ、利用者から居住費の徴収を行わない場合」に該当すると考えるため、生活保護受給者も介

護保険施設の個室等の利用が可能となる。

保護施設の運営について

精神障害を抱える生活保護受給者に対する支援については、精神科病院の入院患者のうち退院可能な者の地域生活移行や、居宅等で生活する精神障害者の自殺防止対策の実施などが求められているところである。

保護施設においては、これまでも精神科病院からの退院患者など、居宅での生活が困難な精神障害者の受入れを行ってきたところであるが、地域移行支援及び地域生活の継続支援の充実強化を図る観点から、平成二十三年から、救護施設に精神保健福祉士を加配した場合の加算措置を講じるとともに、精神状態の悪化など一時的に心身の状況が不安定になった際における一時保護入所を実施することとしている。

(ア) 救護施設における精神保健福祉士加算の創設について
精神障害者等に対する地域生活への移行に向けた生活訓練など、救護施設における精神障害者等への地域移行支援の充実強化を図る

ため、精神障害を抱える生活保護受給者の入所割合が高い施設において、精神保健福祉士を加配した場合について、保護施設事務費の加算措置を行う。

(イ) 一時的入所にかかる保護施設事務費の実績払いの導入について

精神科病院や保護施設から退院・退所し、居宅生活に移行した生活保護受給者が、症状等の悪化により不安定な状態になった場合においても、再入院を防止し、居宅生活が継続できるように支援を行うため、保護施設において一時的保護入所を行う。

具体的には、原則七日間程度(一か月を超えない範囲で延長可)の一時的な入所に対して、保護施設事務費について入所日数に応じた実績払いを行うこととする。

なお、この措置に伴い、従来セーフティネット支援対策等事業費補助金で実施していた「救護施設居宅生活者ショートステイ事業」については廃止する。

特集Ⅱ

平成二十三年度における生活保護指導監査方針

厚生労働省社会・援護局保護課自立推進・指導監査室

平成二十三年度における生活保護法施行事務監査について

(1) 基本的な考え方について

ア 生活保護制度の適正な運用について

昨今の経済情勢を受けて、被保護世帯の増加傾向が続いているところであるが、各実施機関においては、引き続き「漏給防止」、「濫給防止」及び「自立支援」を基本として、これまで以上の取組が必要となっており、各実施機関に対する指導監査の重要性も一層高くなっている。

漏給防止の観点から、面接相談及び「辞退届」の提出等による保護廃止の取扱いについて、個別ケ

ースを抽出した上で検討票を用いてその適否の検討をお願いしているところであるが、さらに真に保護を必要とする者が適切に保護を受けることができるよう管内実施機関に対する指導を徹底することが重要である。

なお、面接相談においては、住宅手当など第二のセーフティネットについても、適切に情報提供を行うことが必要である。

次に、濫給防止については、特に暴力団員など本来保護を受けてはならない者の排除及び被保護者等による不正受給の未然防止及び早期発見について、管内実施機関

に対して指導いただいているところであるが、暴力団員による不正受給事案の発生など不正受給事案の増加に鑑み、一層の指導徹底が必要となっている。

また、稼働能力の活用、年金や障害者自立支援給付など他法施策の活用、住宅扶助等の代理納付の活用、重点的扶養能力調査等の適正実施及び診療報酬明細書の点検強化など、保護費の適正支給についての指導強化がさらに求められている。

自立支援については、厳しい雇用情勢の中、稼働能力がある被保護者の増加から、自立支援プログラムの活用による就労支援の充実・強化が一層重要となっており、就労支援員の配置または増員、就労意欲

喚起等支援事業の実施や生業扶助の活用等による自立支援の徹底が求められている。

イ 現業員等による生活保護費の詐取等の不正事案の未然防止等について

現業員等による生活保護費の詐取・領得及び懲戒処分を伴う事務け怠は、生活保護行政に対する国民の信頼を根底から揺るがすものである。

これらの原因及び背景として、保護費の支給決定及び支給手続き、債権管理も含めた法第六十三条による返還金及び法第七十八条による徴収金の取扱い、遺留金品の取扱い、日常の現業事務の進行管理などに問題が認められるところがあるので、未然防止の観点から、

これらの点について管内の実施機関における取扱いの実態を踏まえた具体的な指導が重要である。

ウ 指導監査の実施に当たって

(ア)指導監査におけるPDCAサイクルについて

生活保護法施行事務の指導監査に当たっては、管内実施機関の問題点の把握、それを踏まえた的確な指導監査の実施、当該実施機関のその後の是正改善状況の確認に基づく更なる指導といった一連の事務が、PDCAサイクルに基づいて効果的に実施される必要がある。

そのためには、まず、各実施機関ごとの監査結果を踏まえた課題分析や評価に基づいた福祉事務所指導台帳を作成することが必要であり、管内実施機関が抱える課題を整理し、当該課題の是正改善に向けた実効ある指導を行うために本庁としての監査の重点事項を設定することが重要である。

その上で、各実施機関の規模や課題等に応じた日数・班編制による的確な監査（事前検討及び復命会の実施を含む。）を実施するた

めの監査実施計画を策定し、当該計画に基づいた実効ある指導監査を実施するようお願いする。

(イ)都道府県等本庁生活保護主管課長のリーダーシップについて

指導監査には、都道府県等本庁の生活保護主管課長のリーダーシップが不可欠である。特に、本庁生活保護主管課長が、問題を有する実施機関や大規模実施機関等に対して実地に指導監査に参画することにより、当該実施機関における生活保護実施状況の実態を把握し必要な指導を行うことが重要である。

また、管内実施機関に対して適切な指導を実施し得る本庁の指導監査（研修等の実施を含む。）の体制整備が必要かつ重要であるので、本庁生活保護主管課長はこうした点についてご尽力願いたい。

なお、厚生労働省においては、管内実施機関の数等に応じ、都道府県等本庁生活保護主管課長をはじめ、一定数の生活保護主管課職員について、生活保護指導職員として人件費を補助しているところである。

(ウ)是正改善の通知と改善報告について

監査の結果については、単に現地において講評を実施するに止まらず、復命会等によって十分な事後的精査と組織的検討を行った上で、是正改善を要すると認められる事項とその具体的改善方策を含め文書で通知し、実施機関における是正改善の状況について、期限を付してその結果を示す資料の提出を求め、報告された是正改善の内容を評価するとともに、必要に応じて監査職員を派遣してその改善状況を確認することも重要であることに留意願いたい。

(エ)実施機関における実施体制の整備及びセーフティネット支援対策等事業費補助金等を活用した体制強化について

保護の相談や新規申請が増加し、被保護世帯が増加する中、適正な保護の運営実施を確保するため、標準数に対する現業員の充足及び査察指導体制の充実など実施体制の整備が課題となっているので、管内実施機関に対して適切に指導願いたい。

併せて、現業事務の高度化等を図るため、セーフティネット支援対策等事業費補助金等を活用し、就労支援員、住宅確保・就労支援員、年金調査員、介護支援専門員等の配置又は増員やレセプト点検の外部委託などによる体制の強化についても、管内実施機関の状況に応じ、適切な助言指導を願いたい。

(オ)保護の実施機関における生活保護業務の実施方針及び事業計画の策定（実施機関におけるPDCA）について

効率的かつ効果的な生活保護業務を行うためには、実施機関において適切に生活保護業務の実施方針及び事業計画を策定し、それに沿って業務を計画的に実施し、その結果を評価して、実施方針及び事業計画の見直しを行うことが必要である。

従って、実施方針については、少なくとも前年度の監査結果及び国の生活保護行政の重点事項等について検討し、早急な改善や対応が必要な事項を中心として策定されていることが重要であるので、

年度当初に管内実施機関の状況に応じヒアリングを実施するなど必要な助言指導を願いたい。

(2)平成二十三年度の生活保護法施行事務監査における重点項目について

ア 面接相談及び「辞退届」の提出又は指導指示違反による保護廃止の取扱いについて

面接相談及び「辞退届」の提出又は指導指示違反による保護廃止の取扱いについて

監査の結果、一部の実施機関において、①申請意思が表明されているにもかかわらず添付書類の用意を求め保護申請書を速やかに交付していない事例、②手持金の状況及び家賃や水道・電気などのライフラインに係る滞納状況など、急迫性の確認が不十分な事例、③稼働能力、居住地の有無、扶養義務及び自動車等資産の取扱いなどに係る生活保護制度の説明が誤っている又は不十分な事例、④申請権を有する要保護者に対し保護の申請意思の確認を行っていない事例など、不適切な事例が未だに認められた。

については、都道府県等本庁にお

いては、指導監査時に面接相談票について個別ケースを抽出した検討をお願いしているところであるが、指導監査時においては、面接相談員、査察指導員及び所長等幹部職員とのヒアリングを通じて面接相談の手順や関係書類も確認して問題点を把握の上、それぞれの職責に応じた具体的な指導を行うとともに、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和三十八年四月一日社発第二四六号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第九の一に基づき、「生活保護問答集について」(平成二十一年三月三十一日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。)第一編問九の一から二を踏まえ、是正改善の文書指摘、事例研修会の開催、必要に応じて特別監査を実施するなどによって、保護の相談における開始申請の適切な取扱いを更に徹底すること。

その際、局長通知第十一の一及び別冊問答集第一編問十一の一から五による「保護申請時における助言指導」の取扱いとの違いにつ

いて十分理解させること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、①相談者との面接終了後、面接相談員に速やかに面接相談票を回付させること、②面接相談票の審査を局長通知第九の一に基づき厳正に行い、面接相談員に対し適切な助言指導を行うこと、③必要に応じ相談者に対し追加面接等を実施することについて徹底をお願いする。

なお、住宅手当、総合支援資金貸付及び訓練・生活支援給付など第二のセーフティネット制度についても、相談者に対し適切に情報提供すること。

(イ)「辞退届」の提出による保護廃止の取扱いについて

監査の結果、一部の実施機関において、①「辞退届」の提出による保護廃止であるにもかかわらず、具体的な自立の目的の聴取など保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥ることがないか確認していない事例、②管外転出や収入増などによる保護廃止ケースからも不必要な「辞退届」を原則一律に徴取している事例、③廃止決定の

理由が、収入増などによるものか「辞退届」の提出によるものか混乱し、誤った廃止理由を保護決定通知書に記載している事例、④保護の廃止に際して国民健康保険への加入など保護の廃止に伴い必要となる諸手続や再度困窮した場合の再相談・再申請について助言指導していない事例などが認められた。

については、都道府県等本庁においては、指導監査時において「辞退届」の提出による保護廃止ケースについて個別ケースを抽出した検討をお願いしているところであるが、担当現業員、査察指導員及び所長等幹部職員等に対するヒアリングを通じて問題点を把握の上、それぞれの職責に応じた具体的な指導を行うとともに、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和三十八年四月一日社保第三四号厚生省社会局保護長通知。以下「課長通知」という。)第十の十二―三に基づく是正改善の文書指摘、事例研修会の開催、必要に応じて特別監査を実施するなどによって、「辞退届」の提出

による保護廃止の適切な取扱いを更に徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、提出された「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであるか、また、保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥るおそれがないかなどについて、必要に応じてケース診断会議に諮るなど組織的に慎重に検討するとともに、保護の廃止に際しては、国民健康保険への加入など保護の廃止に伴い必要となる諸手続や再度困窮した場合の再相談・再申請について助言指導を徹底すること。

(ウ)指導指示違反による保護廃止の取扱いについて

監査の結果、一部の実施機関において、①指導指示の具体的な内容が不明又は実現性が不確実な事例、②法第二十七条に基づく文書による指導指示の前に法第二十七条に基づく口頭による指導指示が特段の事由なくなされていない事例、③法第六十二条第四項に基づく弁明の機会が与えられていない事例、④指導指示に従わない場合

において保護の停止等について検討しないまま廃止をしている事例、⑤自動車の処分など法第二十七条による指導指示を文書により実施しておきながら、指導指示の内容が何ら履行されずその事由も不明であるにもかかわらず、その後の対応が全くされず放置されている事例などが認められた。

法第二十七条により指導指示に従わなかったときは、要保護の状態であっても必要に応じて法第六十二条第三項により当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこととなるため、指導指示内容の確性はもちろん、その手続きについても当然厳格性が求められる。

ついては、都道府県等本庁においては、指導監査時に指導指示違反による保護廃止ケースを抽出した検討をお願いしているところであるが、指導監査時における担当現業員、査察指導員及び所長等幹部職員に対するヒアリングを通じて問題点を把握の上、それぞれの職責に応じた具体的な指導を行うとともに、法第二十七条、法第六

十二条、局長通知第十一の二、課長通知第十一の一に基づき、別冊問答集第十一の二、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」の「Ⅱ指導指示から保護の停廃止に至るまでの対応」を踏まえた是正改善の文書指摘、事例研修会の開催、必要に応じて特別監査を実施するなどによって、法第二十七条による指導指示に係る適切な取扱いを更に徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、法第二十七条に基づく指導指示内容及び弁明の機会の付与などの手続きが適正であるか、ケース診断会議に諮る等組織的に慎重に検討すべきこと、さらに必要に応じ都道府県等本庁へ助言を求めることについて徹底をお願いする。

イ 無料低額宿泊施設、高齢者向け賃貸住宅及びそれらの類似施設の入居者に対する指導援助について

監査の結果、一部の実施機関において、無料低額宿泊施設、高齢者向け賃貸住宅及びそれらの類似施設に入居している被保護者につ

いて、①入居前における当該施設の適否確認や、入居後の環境や処遇等に関する把握・検討がなされていない事例、②契約書が徴されておらず、契約内容及び利用料金等が不明のまま、根拠なく住宅扶助等を計上している事例、③居宅保護でありながら年に二回以上の訪問調査が実施されず、提供されているサービス内容の把握がなされていない事例、④入居が八年もの長期にわたっているケースにおいて、その妥当性や介護施設等への移行が検討されていない事例などが認められた。

ついては、都道府県等本庁においては、「生活保護受給者が居住する社会福祉各法に法的位置づけがない施設及び社会福祉法第二条第三項に規定する生活困窮者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設に関する留意事項について」(平成二十一年十月二十日社援保発一〇二〇第一号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)を踏まえ、適正な保護費の支給、適切な生活状況の把握及び指導援助が行われている

か管内実施機関毎の状況を把握の上、必要に応じ転居支援も含めた助言指導の徹底を図ること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、要保護者に無料低額宿泊施設等を紹介等する場合は、①事前に契約内容及び施設設備の状況等を实地に確認すること、②要保護者に対し事前に①で確認できたことを十分に説明の上、できれば事前見学を実施し、本人の入居意思を確認すること、③入居に当たっては担当現業員等を同行させ、また少なくとも入居後速やかに訪問の上、契約内容及び生活状況等を確認すること、④当該実施機関の紹介等を経ずに入居している被保護者も含め、少なくとも年に二回以上の訪問計画を策定の上、現業員に確実に訪問を実施させ、訪問調査に当たっては、居室内及び防災設備の状況、介護保険又は介護扶助サービスの提供状況、その他の施設内サービス（食事、入浴、排泄、洗濯、清掃など）に係る提供状況及び金銭管理を委託している場合は現金出納簿、請求書・領収書の保全状況などについての

確認を徹底すること。

ウ 暴力団員の排除について

監査の結果、一部の実施機関に

おいて、①過去には暴力団員であつたが現在は脱退しているとの本人の申立て又は障害や高齢を事由として、離脱の事実が不明であるにもかかわらず、警察官署に暴力団員該当性について照会をしないまま元暴力団員と取り扱っている事例、②現役暴力団員と同居し生計を一にしている家族について、当該暴力団員を世帯分離するだけで真にやむを得ない事情がないにもかかわらず保護を適用している事例などが認められた。

現役暴力団員について漫然と保護を継続するなど論外であるが、本人の申立てにより元暴力団員として取り扱っていたが、警察官署に照会した結果、現役暴力団員であつた事例や、現役暴力団員で身体障害者手帳を所持又は六十五歳以上であつた事例が現に認められているところである。

また、暴力団員を保護しないのは稼働能力の活用要件を満たさないだけでなく、暴力団活動を通じ

て得られる違法・不当な収入の把握が困難なためであり、真にやむを得ない事情がある場合を除き、法第十条の世帯単位の原則により現役暴力団員と生計を一にする同居家族を保護することは認められない。

については、都道府県等本庁においては、「暴力団員に対する生活保護の適用について」（平成十八年三月三十日社援保第〇三三〇〇二号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づき、警察官署と連携の上、管内実施機関に対し、暴力団員及びその同居する家族の取扱いを厳格に行うようケース毎に状況を確認し必要な指導を更に徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、①現役暴力団員は本来保護の要件を満たさないが、急迫状況にある場合に限り保護の適用を認めるものであることから、毎月訪問調査の対象とするなど生活実態等の把握に努め、急迫状況を脱した時点で保護は原則的に廃止されるべきであること、②生活歴や態度等から暴力団員である疑

いがある場合は、本人の申立てや年齢、障害の有無又は傷病の程度にかかわらず警察官署に暴力団員該当性を照会すること、③現役暴力団員と同居し生計を一にしている家族について、真にやむを得ない事情により、当該暴力団員を世帯分離することで保護を適用する場合は、ケース診断会議に諮る等組織的に慎重に検討するとともに、毎月訪問調査の対象とするなど生活実態等の把握に努めることについて徹底をお願いする。

また、暴力団員には原則として保護を適用しない旨を「保護のしおり」に記載するなどして周知することについても助言をお願いする。

エ 不正受給等の防止について
(ア)申告義務の周知徹底及び未然防止・早期発見について

平成二十一年度における不正受給件数及び金額は一万九千七百二十六件百二億二千円と、平成二十年度の一万八千六百二十三件百六億二千円から、件数は増加し、金額では減少している。

不正受給件数が増加している要

因としては、被保護世帯が増加していることに加え、不正受給発見の契機約九割が「実施機関による照会・調査」となっていることから、全ケースに対する課税調査が徹底されたことが大きいものと考えられる。

しかしながら、不正受給の内容を監査において検討したところ、一部の実施機関において、年金等の受給権の確認漏れではないかと思われる事例や前年度における課税調査漏れの可能性がある事例など、未然防止又は早期発見の可能性がある事例が散見された。

また、課税調査などで実施機関が発見した無届の収入であっても、高校生など世帯員に対する申告義務の周知の不徹底を理由に、法第七十八条ではなく法第六十三条を適用している事例も多数認められた。

さらに、法第六十三条の適用ケースの中には、障害者加算、児童手当・児童扶養手当又は就労収入の認定・変更漏れなどによる扶助費算定誤りなど、本来適切な事務処理がされていれば未然に防止で

きる事例も認められたところである。

これらの扶助費算定誤りによる法第六十三条による返還金及び法第七十八条による徴収金は、実施機関にとっても債権管理に係る新たな事務を発生させるだけでなく、未収金、さらには不納欠損のリスクを発生させることにもなるため、未然防止又は早期発見に努めることが求められる。

については、都道府県等本庁においては、指導監査において法第六十三条及び法第七十八条の適切な適用状況を確認するだけでなく、その原因分析並びに未然防止及び早期発見についても具体的に指導すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、保護開始時における年金等の受給権の確認、保護開始時だけではなく高校生など世帯員も含めた定期的な収入申告義務の周知徹底、日常のケース審査の強化、チェック表などを活用した扶助費算定誤りの未然防止又は早期発見並びに課税調査漏れの防止に関する指導の徹底をお願いする。

なお、高校生のアルバイト収入については申告漏れのみならず、

基礎控除、未成年者控除などの勤労控除及びその他の必要経費の控除だけでなく、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和三十六年四月一日厚生省発社第一二三号厚生事務次官通知)第八一三の(三)のク及び課長通知第八の五十八に基づき、高等学校等就学費の支給対象とならない経費又は同基準額で賄いきれない経費であって、就学のために必要な最小限度の額(私立高校における授業料の不足分、修学旅行費又はクラブ活動費(学習支援費を活用しても不足する分に限る)にあてられる費用等)について、収入として認定しないことについても併せて周知するよう指導の徹底をお願いする。

(イ)課税調査の徹底について
課税調査については、局長通知第十二の三及び「課税調査の徹底及び早期実施について」(平成二十年十月六日社援保発第一〇〇六〇〇一号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)により、その徹底

について通知しているところである。

しかしながら、監査の結果、多くの実施機関において、住民登録が管内にある被保護者について課税調査を実施しても、管外にある者については実施していないことや、前年中に保護を受給しながら廃止や転出等によって、課税調査実施時点において保護を受給していない者を調査対象としていないことが認められた。

また、一部の実施機関において、現業員が課税収入額と収入申告額を突合した結果、現業員が調査の必要があると判断したケースしか査察指導員等に報告せず、そのため調査漏れ等と史料される事例が認められた。さらに、突合後不一致となったケースの調査について進捗管理がなされていないことから、法第七十八条等の決定が翌年度となっている事例も認められたところである。

については、都道府県等本庁においては、前年中に保護を受給した者全てを調査対象とするともに、管外に住民登録がある被保護者に

については現在の居住地に住民登録を異動するよう指導するとともに、それが困難な場合及び異動前の課税状況を把握するため、法第二十九条に基づき、必要に応じて同意書を添付するなどによって当該市区町村長に協力を求め、課税調査を実施するよう管内実施機関に対し指導すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、現業員が問題ないと判断したケースも含め査察指導員等による課税調査結果の点検及びその後の進行管理等の徹底の指導を更にお願する。

なお、課税調査の実施について「保護のしおり」に記載するなどして周知し、適正な収入申告を促すことについても助言をお願いする。

(ウ)不正受給に係る保護費の法第六十三条による返還又は法第七十八条による徴収の適用について
監査の結果、一部の実施機関において、課税調査等で発見された無届の高校生のアルバイト収入等について、申告義務の周知の不徹底等を理由に法第六十三条が適用

されている事例が認められた。

収入申告義務については、保護開始時等において周知を図ることとされているが、訪問調査活動の際に世帯員に対し保護のしおり等により改めて丁寧な説明を行うなど特段の再発防止策を講じることもなく、世帯主が世帯員に対して周知していなかったことなどを理由に安易に法第六十三条の適用を行うことは、被保護者との信頼関係を失いかねず、本来法が目的とする自立助長の観点から不適切である。

また、世帯員が申告義務を承知していないながら就労収入を故意に申告しなかったケースについて、世帯員の就労を世帯主が知らなかったことを理由に法第六十三条を適用することは、法第六十一条により被保護者に課せられている申告義務を曖昧にし、さらに不正受給を誘発するおそれがあることから不適切である。

については、都道府県等本庁においては、世帯員も含めた申告義務の周知徹底並びに別冊問答集問十三―一を踏まえた法第六十三条及

び法第七十八条の適切な適用について指導を更に徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、世帯主だけでなく高校生も含めた世帯員に対する収入申告義務の徹底とともに、特に不正受給に係る保護費の法第六十三条による返還の適用についてはケース診断会議に諮る等によって組織的に慎重に検討するよう徹底をお願いする。

才 年金、障害者自立支援給付等他法他施策の活用について

監査の結果、一部の実施機関において、年金受給権等の有無の確認が十分でない事例が散見された。会計検査院からも、介護扶助又は医療扶助に係る障害者自立支援給付等の活用について、法令等に基づいて適切又は適正な活用が十分行われていないとの指摘を受けているところである。

については、都道府県等本庁においては、①日本年金機構から送付される「ねんきん定期便」などを活用した年金保険料の納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を確認すること、②障害がある場合

合はさらに主治医訪問等により傷病の初診日及び障害の程度について聴取するなどにより、年金受給権の可能性について検討し、可能性があると判断された場合は年金申請について被保護者に対し助言指導を徹底すること、③任意加入により年金受給権が得られる場合は、任意加入手続き、年金受給権を得られる可能性がない場合は、脱退手当金の受給可否を確認し、受給可能であれば請求手続きの支援を行うことについて、管内実施機関に対し指導を徹底すること。

なお、障害年金に関しては、初診日の判断や身体障害者手帳の対象外の疾病でも支給対象になる場合があるなど専門的知識が必要な場合もあるため、年金調査員の非常勤任用等について管内実施機関に対し積極的に助言願いたい。

また、介護保険の被保険者以外の被保護者に係る介護扶助十割支給に係る障害者自立支援給付、人工透析等に係る更生医療及び精神障害者の精神通院医療等の優先活用などについて指導を徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、日常のケース審査の強化及びチェック表などを活用した一斉点検の実施等によって、他法他施策の活用を徹底すべきことについて指導を願いたい。

力 診療報酬明細書の点検について

監査の結果、診療報酬明細書の点検について、全件を対象とした点検が行われていない実施機関が、また、他の実施機関と比べ著しく過誤調整率が低い実施機関が認められたところである。

ついては、都道府県等本庁においては、「診療報酬の知事決定に伴う審査について」（昭和四十四年七月九日社保第一六六号厚生省社会局保護課長通知）に基づき、「生活保護法による医療扶助の診療報酬明細書の点検について」（平成十二年十二月十四日社保第七二号厚生省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、診療報酬明細書の点検が適切に実施されているか、指導監査において実地に確認し必要な指導を行うこと。

なお、セーフティネット支援対

策等事業費補助金における生活保護適正実施推進事業（②のア 診療報酬明細書点検等充実事業）において、外部委託等について資格点検も含め補助対象としているので、その活用についても併せて助言願いたい。

キ 代理納付について

監査の結果、一部の実施機関においては、公営住宅家賃について、滞納の発生状況が把握されていないことや、現に滞納が発生しているにもかかわらず代理納付が実施されていないことが認められたところである。

また、介護保険料加算、公営住宅家賃、学校給食費について、現に滞納が発生しているにもかかわらず、当該被保護者の同意が得られないことなどを理由に、支給方法を代理納付に変更していない事例が認められた。

生活保護における扶助のうち、介護保険料加算及び住宅扶助費等については、当該使途に充てたために、それぞれの実費を支給しているところであり、これらの扶助費が一般生活費に充当されること

は生活保護制度の趣旨に反するものである。

ついては、都道府県等本庁においては、「生活保護制度における代理納付等の適切な活用等について」（平成十九年十月五日社保発第一〇〇五〇〇二号・社保指発第一〇〇五〇〇一号厚生労働省社会・援護局保護課長・総務課指導

監査室長連名通知）を踏まえ、代理納付制度の実施が遅れている実施機関についてはその原因を分析の上、早急な実施を指導する一方、新たな滞納の発生情報が、適宜当該実施機関に提供されるよう関係部門等との調整を図ること。

また、所長等幹部職員及び査察指導員に対し、介護保険料加算及び住宅扶助費等について現に滞納が発生している場合は速やかに代理納付に切り替えるよう指導を徹底すること。

なお、介護保険料加算の代理納付の実施については、「介護保険料加算の認定及び代理納付の実施等について」（平成十二年九月一日社保保第五四号厚生省社会・援護局保護課長通知）が平成十八年

三月三十一日社保保発第〇三三〇〇六号により改正され、被保護者の委任状は不要となっているので申し添える。

ク 現業員等による生活保護費の詐取等の不正事案の未然防止等について

現業員等による生活保護費の詐取及び懲戒処分を伴う事務怠が未だに発生しているところであり、とりわけ、現業員等を管理監督する立場にある職員による不正事案が発生していることは誠に遺憾である。

このような事件は、生活保護行政に対する国民の信頼を根底から揺るがすものであることから、他の実施機関においても、これらを他山の石として未然防止策の徹底が必要である。

これらの原因及び背景として、保護費の支給決定及び支給手続き、債権管理も含めた法第六十三条による返還金及び法第七十八条による徴収金並びに遺留金品等の取扱い、さらに日常の現業事務の進行政管理などに問題が認められたところである。

については、都道府県等本庁においては、「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」（平成二十一年三月九日社援保発第〇三〇九〇〇一号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、管内実施機関に対する指導を更に徹底すること。

特に所長等幹部職員、経理担当係長及び査察指導員等に対し、①担当者が起案した電子データが決裁権者の決裁を経ることなく経理システムに流れ不適切に保護費が支給される可能性がある場合は電算システムの改修等を検討すること、②現業員等が現金を取り扱うざるを得ない場合においては、その手順及び相互牽制を含めた事務処理規程等を整備しその遵守状況を定期的に確認すること、③査察指導台帳及びその補助簿等各種台帳並びに訪問調査予定・実績表などの整備及び点検、現業員業務及び査察指導などに係る各種マニュアルの整備、さらにはチェック表などを活用した一斉点検の実施などを促進する一方、日常のケース審査及び現業員への指示事項につ

いての進化管理を強化することについて、指導を徹底願いたい。

その他、保護の決定実施に当たって特に留意すべき事項について

(ア) 訪問調査活動について

監査の結果、一部の実施機関において、年間訪問計画が策定されていない事例、新規開始居宅ケースであるにもかかわらず開始後一度も訪問されていない事例、一年以上にわたって面接すべき者と家庭内面接が行われていない事例など、訪問調査活動が訪問計画に沿って着実に実施されていない状況が認められた。

訪問調査活動は、これを通じて構築した被保護者との信頼関係を基に、最低限度の生活の保障と自立助長を行う現業活動の基本であることから、被保護者の生活状況等を実地に把握し援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うため、訪問時の訪問調査目的を明確にし、それを踏まえた年間訪問計画を適切に策定の上、当該訪問計画に沿って着実に実施する必要がある。

については、都道府県等本庁においては、訪問調査活動が局長通知第十二の一に基づき、訪問計画に基づいて適切に実施されるよう管内の実施機関に対する指導を更に徹底すること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、①毎月、訪問調査予定・実績表を確認すること、②訪問予定月に未訪問又は不在等で面接すべき被保護者と会えなかった場合は、その原因を確認の上、臨時訪問等を指示すること、③長期に不在が続く場合は、その理由を明らかにし、在宅予定日の確認又は訪問の時間帯の変更等調査方法を工夫するなどにより家庭内面接に努め、必要に応じて訪問計画を見直し訪問頻度を高めることについて、指導を徹底願いたい。

その際、被保護者本人からの（平成十七年三月三十一日付け社援保発第〇三三一〇〇三号厚生労働省社会・援護局保護課長通知に定めるところによる）個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との連絡により必要な状況確

認ができる場合には、その報告や連絡を三回目以上の家庭訪問とみなすことができることについても助言願いたい。

(イ) 病状の把握及び就労指導・就労支援の徹底について

監査の結果、一部の実施機関において、稼働年齢層で傷病を就労阻害要因と訴えている者に対し、主治医訪問及び嘱託医協議、必要に応じて検診を命じるなどによる病状の把握が適切に行われず、就労指導の可否等についての検討が不十分な事例が多数認められた。

特に一昨年度後半以降、稼働能力を有する被保護者が急増していることから、保護の適正実施において、時期を逸しない病状の把握及び就労指導等の徹底が非常に重要となっている。

については、稼働能力の活用の判断については、局長通知第四及び課長通知第四の一により示されているとおりであり、稼働能力の活用を図る必要がある被保護者については、「就労可能な被保護者の就労及び求職状況の把握について」（平成十四年三月二十九日社

援発第〇三二九〇二四号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき「求職活動状況・収入申告書」を毎月徴収することでの確に就労・求職状況を把握した上で、局長通知第十一の二に基づき、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」の「Ⅱの三稼働能力のある者に対する指導指示」を踏まえ、必要な指導指示を行うことについて、管内実施機関に対する指導を更に徹底すること。

また、「平成十七年度における自立支援プログラムの基本方針について」(平成十七年三月三十一日社援発第〇三三二〇三〇号厚生労働省社会・援護局長通知)、「自立支援プログラム導入のための手引(案)」について(平成十七年三月三十一日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)、「生活福祉・就労支援協議会の設置について」(平成二十二年二月十九日職発〇二一九第三号・能発〇二一九第二号・雇児発〇二一九第三号・社援発〇二一九第四号厚生労働省職業安定局長・職業能力開発局長・雇用均等・児童家庭局長・社会・

援護局長連名通知)を踏まえ、都道府県生活福祉・就労支援協議会及び地域生活福祉・就労支援協議会の活用並びに、平成二十三年度から実施予定の「福祉からの就労」支援事業などによって職業安定行政等との連携を更に強化し、管内実施機関における就労自立支援体制の整備を更に図ること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、①稼働年齢層で傷病を就労阻害要因と訴えている者については、主治医訪問及び嘱託医協議、必要に応じて検診を命じるなどにより病状の把握を定期的に行うこと、②稼働能力の活用判断に当たっては、必要に応じてケース診断会議や稼働能力判定会議等を開催するなど組織的に検討を行うこと、③「就労・求職状況管理台帳」を整備することで組織的に当該被保護者の就労・求職状況を把握の上、ハローワークへの同行訪問などを積極的に実施すること、④ハローワーク等関係機関との連携、就労支援員の配置又は増員による就労支援プログラムの強化、就労意欲喚起等支援事業及び生業

扶助等の活用についても積極的に検討することについて、具体的に指導願いたい。

(ウ)扶養義務の取扱いについて

監査の結果、一部の実施機関において、①扶養義務者の職業、収入等について要保護者その他により聴取する等の方法により扶養の可能性が調査されず、そのため扶養能力調査が適切に行われていない事例、②管内に居住する重点的

扶養能力調査対象者について、実地に調査されていない事例、③管外に居住する重点的扶養能力調査対象者について、文書により照会しているが期限までに回答がないのにもかかわらず再度期限を付して照会をしていない事例などが認められた。実施機関によっては、そもそも局長通知第五について全く理解せず、重点的扶養能力調査対象者の的確な把握もなされていないところも認められたところである。

については、都道府県等本庁においては、扶養義務の取扱いについて、局長通知第五に基づき、別冊問答集第一編第五を踏まえ、管内

の実施機関に対し指導を徹底すること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、局長通知第五の趣旨及び重点的扶養能力調査対象者の取扱いについて徹底願いたい。

なお、重点的扶養能力調査対象者に係る扶養能力調査及び扶養の履行状況の調査は年一回程度行うこととされていることに留意すること。

(エ)要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度(リバースモーゲージ)の活用について

監査の結果、一部の実施機関において、要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度の活用が可能な世帯であるにもかかわらず、活用に向けての手続きが進捗していない事例が認められた。

については、都道府県等本庁においては、指導監査等において要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度の活用が可能な世帯であるにもかかわらず未だにその活用が図られていない事例が認められた場合には、当該事例を個別に検討の上、必要な助言指導を行うこと。

(ハ)実施体制の整備等について

a. 実施体制の整備について

監査の結果、増加する保護の相談や新規申請の処理に追われる中、一部の実施機関において現業員による継続ケースへの指導援助が不十分な事例が多数認められた。特に稼働可能な被保護者に対する就労指導又は就労支援については、時機を逸せずに適切に実施することが重要であることから、現業員の配置等実施体制の整備は喫緊の課題となっている。

ついで、都道府県等本庁においては、社会福祉法第十六条に定められる現業員数の充足、査察指導の体制整備及び社会福祉主事有資格者の配置について指導すること。

また、職業安定行政その他の関係機関等との連携強化、自立支援プログラムの活用促進及びセーフティネット支援対策等事業費補助金等を活用した面接相談員、就労支援員、年金調査員、診療報酬明細書点検員などの配置又は増員などによる実施体制の強化についても、指導監査の際にその必要性に

応じ具体的な助言をお願いする。

その際、小規模の実施機関においては、単独では必要な人員の確保が困難な場合があることから、当該事業を複数の実施機関で共同実施するなど必要な調整及び支援についても検討願いたい。

b. 組織的運営管理について

監査の結果、一部の実施機関において、訪問調査活動、病状の把握及び就労指導・就労支援、扶養義務の取扱い及び他法他施策の活用など生活保護の適正な決定実施の基本的事項に多数の問題が認められたが、これらの原因として、前年度の監査結果等が実施機関の生活保護業務の実施方針及び事業計画に反映されていないこと、査察指導員等によるケース審査が的確に行われず、さらに現業員への指示事項に係る進行管理も徹底されていないことなど、所長等幹部職員及び査察指導員による組織運営管理にそもその問題があることが認められたところである。

なお、実施方針及び事業計画については、実施機関によつては、「保護の実施機関における生活保

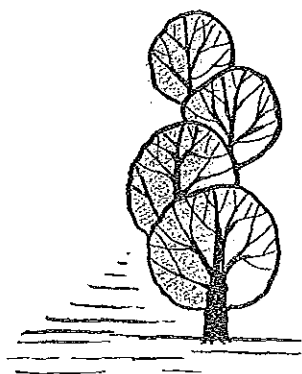
護業務の実施方針の策定について」(平成十七年三月二十九日社援発第〇三二九〇〇一号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)及び「生活保護業務の実施方針の策定に関するQ&Aの送付について」(平成十七年三月二十九日厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡)(以下「実施方針等策定通知等」という。)が全く理解されておらず、策定されている実施方針が不適切な内容となっているもの、事業計画についても単なる年間業務予定表であり、実施方針に掲げた重点事項を確実に実施するための具体的な取組内容と実施時期、職種や職階ごとの役割を明記されていないものも認められた。

また、一部実施機関では、策定されている実施方針及び事業計画が、実施機関としての施政方針であったり、人事、財政当局に対する説明資料であったりしており、本来の実施方針及び事業計画を別途策定するよう指導する必要があるところも認められた。

ついで、都道府県等本庁にお

いては、このような実態を踏まえ、年度当初において、管内実施機関の実施方針及び事業計画が、実施方針策定通知等を踏まえ、前年度の監査結果や国の生活保護行政の重点事項等を反映するなど適切に策定されるよう助言指導を行った上で、指導監査に当たつてその実施状況を確認すること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、①査察指導台帳及びその補助簿等各種台帳並びに訪問調査予定・実績表などの整備及び点検、②現業員業務及び査察指導などに係る各種マニュアルの整備、③チェック表などを活用した一斉点検の実施、④日常のケース審査及び現業員への指示事項についての進行管理の強化について、指導を徹底願いたい。



生活保護法施行事務監査事項

主眼事項

着眼点

1 保護の適正実施の推進

(1) 保護の相談、申請、開始段階における助言、指導及び調査の徹底

- 1 面接相談時等における適切な対応と事務処理
 - (1) 保護の受給要件等制度の趣旨は、「保護のしおり」の活用等により、要保護者に正しく理解されるよう十分説明され、相談内容に応じた懇切丁寧な対応が行われているか。
 - (2) 生活歴、職歴、病歴、家庭環境、地域との関係等は的確に把握されているか。
 - (3) 他法他施策活用についての助言は、適切に行われているか。
 - (4) 手持ち金及び預貯金の保有状況、家賃、水道・電気等のライフラインに係る滞納状況等、いわゆる急迫性の確認は的確に行われているか。
 - (5) 相談内容、助言結果は面接記録票等に記録され、所長等幹部職員まで決裁されているか。
 - (6) 相談者に対し、「居住地がなければ保護申請できない」「稼働年齢層は保護申請できない」「自動車や不動産を処分しなければ申請できない」等の誤った説明を行ったり、扶養が保護の要件であるかのように説明するなど、保護の申請権を侵害するような行為及び申請権を侵害していると疑われるような行為は厳に慎み、保護申請の意思を確認しているか。
 - また、申請の意思が表明された者に対しては、保護申請に当たって事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付しているか。
 - (7) 保護申請書の処理及び保護金品の支給は迅速に行われているか。
 - (8) 保護の開始時に「保護のしおり」の配布等により、法律に定める権利、義務の周知徹底は図られているか。
 - (9) 生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう、生活保護制度の周知や民生委員及び各種相談員との連携、保健福祉関係部局、水道・電気等の事業者等との連絡・連携体制はとられているか。
- 2 保護開始時における調査の徹底
 - ア 保護の申請書、資産申告書（不動産、預貯金、生命保険、自動車等）及び収入申告書（稼働収入、年金等）の内容は、準証資料等に基づき十分審査されているか。
 - また、生活圏内の関係先（金融機関、保険会社、年金事務所等）調査等によって十分に検証・確認されているか。

- イ 受給要件を確認するための調査に必要な同意書は適切に徴取されているか。
- ウ 急迫性がないにも関わらず、保護開始決定後に調査していることはないか。
- エ 保護申請前に転居してきた者については、前居住地の関係先照会等が行われているか。
- オ 法第63条を適用し、保護を開始した場合は、文書により本人に周知されているか。
- (2) 他法他施策の活用状況
 - ア 年金、手当、自立支援給付等の他法他施策の活用又は活用の可能性について十分検討されているか。
 - イ 任意加入により年金受給権が得られる場合、任意加入手続きの支援は行われているか。
 - ウ 年金受給権を得られる可能性がない場合、脱退手当金の受給可否を確認し、受給可能であれば請求手続きの支援は行われているか。
 - エ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度の優先活用について検討されているか。
- (3) 病状及び稼働能力活用状況の把握
 - 病状及び稼働能力の活用状況が的確に把握されているか。また、必要に応じ検診命令等は活用されているか。
 - (4) 扶養義務履行の指導状況
 - ア 扶養義務者の存否の確認は行われているか。
 - また、居所が不明な場合には、官公署等への照会に基づき、所在の確認は行われているか。
 - イ 扶養義務者について、職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性は調査されているか。
 - また、精神的な支援の可能性についても確認されているか。
 - ウ 重点的扶養能力調査対象者が管内に居住している場合には、実地に調査されているか。
 - エ 重点的扶養能力調査対象者が管外に居住する場合には、回答期限を付して照会し、回答がないときは、再照会が行われているか。
 - なお、回答がないときは、その者の居住地を所管する保護の実施機関に調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会が行われているか。
 - オ 重点的扶養能力調査対象者に対する扶養能力調査の結果を踏まえ、必要に応じ、家庭裁判所への調停又は審判の申立てについての指導は行われているか。
 - カ 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性

(2) 保護受給中における指導援助の推進

が期待される者に対する扶養能力調査は適切に行われているか。
 キ 扶養義務者の扶養能力又は扶養の履行状況に変動があったと予想される場合には、すみやかに調査が行われ、再認定等適宜の処理は行われているか。

また、重点的扶養能力調査対象者に係る扶養能力及び扶養の履行状況の調査は、年1回程度行われているか。

3 関係機関等との連携

関係部局、民生委員、保健所、障害者更生相談所、児童相談所、町村役場、公共職業安定所、医療機関、介護機関等との連携は円滑に行われているか。

1 権利、義務の周知徹底

被保護者の権利、義務について、「保護のしおり」等により、適時適切な指導は行われているか。

なお、高校生のアルバイト収入等の申告義務についても周知されているか。その際、高校生のアルバイト収入については、未成年者控除等の勤労控除及び高等学校等就学費の支給対象外経費等の収入認定除外について、周知されているか。

さらに、世帯構成、収入等の変動に伴う届出義務の周知徹底は図られているか。

2 資産及び収入の把握

(1) 資産の把握

ア 資産（不動産、預貯金、生命保険等）の申告内容は、関係先調査等により的確に確認されているか。

また、資産の申告内容に変化はないか。

特に、処分価値が大きいと認められる不動産については、評価替えの時点に併せて評価額の正確に把握されているか。

イ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度の活用など、資産活用についての指導又は指示は適切に行われているか。

(2) 収入の把握

就労可能と判断された被保護者については、収入の有無にかかわらず毎月（収入が安定している場合は3箇月ごと）、就労困難と判断された被保護者については少なくとも12箇月ごとに収入申告書は徴収されているか。

ア 稼働収入の把握

(ア) 収入申告書は、毎月徴収されているか。その際、給与証明書等準証資料は添付されているか。

(イ) 収入申告書及び給与証明書等準証資料の内容審査（稼働日数、給与額等）は、適切に行われているか。また、必要に応じて事業主等の

関係先調査は行われているか。

イ 稼働収入以外（年金、保険金、補償金、仕送り等）の収入の把握

(ア) 収入申告書は適切に徴収されているか。必要に応じて、年金改定通知書（写）等準証資料は添付されているか。

(イ) 年金、保険金等の受給権の有無及び受給金額は、必要に応じて、年金事務所、保険会社等の関係先調査等により確認されているか。

(ウ) 仕送り額等は、的確に把握されているか。

ウ 課税調査の実施状況

(ア) 前年中に保護を受けた全ケースの世帯員全員について、毎年6月以降、課税資料の閲覧可能な時期に速やかに調査が実施されているか。特に管外市区町村に住民票がある者については、当該市区町村に対しても課税情報の提出について協力を求めているか。

なお、未申告の収入が判明した場合、その収入を継続して得ているかを確認し、現在も継続して収入があることが判明した場合、遅くとも8月分の保護費に反映させるよう迅速な認定処理が行われているか。

さらに、課税調査結果は決裁されているか。

また、法第78条適用等の処理は、遅くとも年度内に完結されているか。

(イ) 課税調査の実施漏れや実施の遅れ等を防止するため、査察指導員等による進行管理や全ケースに係る調査結果の点検等、課税調査を的確に行う体制の整備は図られているか。

(3) 年金等の受給権の確認

ア 日本年金機構から35歳、45歳及び58歳時に送付される「ねんきん定期便」を活用するなど、老齢基礎年金等の受給権について確認されているか。

イ 一定の障害の状態にある者について、障害基礎年金や労働者災害補償保険の障害（補償）給付等の受給権について確認されているか。

ウ 遺族厚生年金や労働者災害補償保険の遺族（補償）給付等の受給権について確認されているか。

エ 任意加入により年金受給権が得られる場合、任意加入手続きの支援は行われているか。

オ 年金受給権を得られる可能性がない場合、脱退手当金の受給可否を確認し、受給可能であれば請求手続きの支援は行われているか。

(4) その他、他法他施策の活用

身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳の取得、介護扶助または医療扶助について自立支援給付等の優先活用の可能性など他法他施策の活用について検討されているか。

- (5) 入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の加算等の取扱いは、入院患者日用品費等の累積金は、少なくとも12箇月ごとに把握され、加算等の調整が適切に行われているか。
- 3 援助方針の策定
 - (1) 援助方針は、アセスメント表を作成するなど、訪問調査活動や病状把握等の関係機関調査により把握した生活状況を踏まえ、個々の要保護者の自立に向けた課題を分析し、それらの課題に応じて具体的に策定されているか。
 - また、策定した援助方針については、要保護者本人に理解を得るよう説明しているか。
 - (2) 援助困難なケース等については、関係機関とも連携の上、必要に応じてケース診断会議等に諮るなど組織的に検討されているか。
 - (3) 援助方針は、ケースの生活状況等の変化に即して適切に見直しが行われているか（ケースの状況等に変動がない場合であっても年1回以上見直すこと）。
 - (4) 援助方針が、ケース記録等に明記されているか。また、説明した旨がケース記録等に明記されているか。
 - 4 訪問調査活動の充実
 - (1) 訪問計画の策定
 - ア 実施機関において統一的な訪問基準を策定する場合には、生活状況の把握、保護の要否及び程度の確認、自立助長のための助言指導などについて、訪問調査活動の目的を達成するために考慮されているか。
 - なお、個々の被保護世帯への訪問基準の設定にあたっては、訪問基準を画一的に当てはめることなく、稼働能力の活用を図る必要のある者、多様なニーズを抱える高齢者等に著目し、当該世帯への指導援助の必要性が勘案されたものとなっているか。
 - イ 個別のケースに対する訪問計画は、ケースの実態、訪問調査活動の目的に応じて適切なものとなっているか。
 - また、ケースの生活状況等の変化に応じて適時適切な見直しは行われているか。
 - (2) 訪問調査活動の状況
 - ア 訪問は、訪問計画に沿って確実に実施されているか。
 - また、ケースの状況変化を考慮し、必要に応じた随時の訪問が実施されているか。
 - 特に、長期間未訪問又は計画に比べ実施回数が少ないケースはないか。
 - イ 訪問調査活動の目的に添って必要な指導援助が行われているか。

- また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等に対しては、介護保険制度等による介護サービスの活用など必要な指導援助は行われているか。
- ウ 世帯主のみならず、必要に応じて世帯員と面接を行うなど世帯員全員に対し適切な指導援助が行われているか。
- エ 面接すべき者の不在が続く場合には、訪問方法を工夫するなど適切な対応措置はとられているか。
- また、民生委員、親族等からも、生活状況等の聴取を行うなど、不在理由を確認し、家庭内面接を行うよう努力されているか。
- オ 長期にわたって来所による面接が続き、訪問調査活動の目的が達成されていないケースはないか。
- カ 訪問調査結果は、査察指導員等に速やかに報告されているか。
- また、早期にケース記録に明確に記録され、その都度決裁されているか。
- 5 就労阻害要因の把握
 - (1) 就労阻害要因が的確に把握され、就労意欲の助長、生活習慣の形成等、必要な指導援助は適切に行われているか。
 - (2) 傷病を理由に就労していない者の傷病の程度、就労の可否等については、直近のレポートの活用、主治医訪問、嘱託医協議、必要に応じて検診命令等により的確に、年1回以上は把握されているか。
 - (3) 育児中の母親に対する就労指導は、地域における保育所の設置状況や入所条件等を総合的に勘案し、適切に行われているか。
 - 6 個別具体的な指導援助の充実
 - (1) 稼働年齢層の者のいるケースに対する指導援助の状況
 - ア 稼働能力を活用しているか否かについては、
 - ① 稼働能力
 - ② 稼働能力を活用する意思
 - ③ 稼働能力を活用する就労の場があるか否かにより判断し、必要に応じてケース診断会議や稼働能力判定会議等により組織的に検討されているか。
 - イ 就労・求職状況管理台帳は整備されているか。
 - また、対象者には、求職活動状況・収入申告書を毎月提出させ内容を把握し、必要な指導は行われているか。
 - ウ 就労に関する個別支援プログラムを積極的に活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が行われているか。
 - エ 自立援助のため、公共職業安定所等関係機関との組織的連携は十分行われているか。
 - また、求人情報等の収集提供、必要に応じた公共職業安定所等へ

の同行訪問等の援助が行われているか。

オ 稼働能力及び地域の賃金水準等からみて、就労の日数や時間、収入が少ない者に対し、勤務先調査又は課税調査が行われているか。

また、地域の有効求人倍率や求人情報等を踏まえ、稼働能力を有している者の年齢、資格、生活歴、職歴等を総合的に勘案し、稼働能力が十分活用されていない場合には、転職を含む増収指導が行われているか。

カ 稼働能力の活用の指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。

また、指導指示に従わない場合には、保護の停止・廃止等の措置は適切に行われているか。

キ 被保護者に対し、検診命令に従わない場合において、必要があると認められるときは、保護の申請が却下され、又は保護の変更、停止若しくは廃止されることを伝えているか。

(2) 高齢者、障害者世帯など要援護世帯に対する指導援助の状況

ア 高齢者、障害者等世帯について、介護保険制度及び障害者自立支援法等による各種サービスの活用が図られているか。

イ 個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が行われているか。

ウ 年金等の受給の可否等について検討し、関係機関に対して協力を求めているか。

エ 高齢者、障害者等世帯について、必要な生活環境等の整備のための介護保険や障害者自立支援給付などの制度活用は図られているか。

オ 扶養義務者に対して、ケースとの日常の交流等について協力依頼は行われているか。

(3) 母子世帯等に対する指導援助の状況

ア 個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が行われているか。

イ 母親の養育態度、子の就学状況等に問題のある世帯に対し、適切な指導援助が行われているか。

ウ 子の進路について、学校等関係機関との連携を図るなど適切な指導援助が行われているか。

エ 児童扶養手当等、他法他施策の活用についての指導は、適切に行われているか。

(4) 多重債務問題等に関する指導援助の状況

債務整理等の支援に関する個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助は図られているか。

(5) 関係機関との連携及び社会資源等の活用状況

(3) 適正な保護の決定事務の確保

1 保護の開始

ア 関係部局との情報交換、連絡調整等は緊密に行われているか。

イ 民生委員、保健所、町村役場、各種相談員、医療機関、介護機関、学校等関係機関との連携、近隣住民との協力等による支援体制等幅広い社会資源の活用が行われているか。

また、必要に応じ、関係者にケースへの同行訪問を要請しているか。

ウ 介護保険料、公営住宅家賃、学校給食費の未納について、関係部局と連携を図り納付状況を把握するとともに、滞納しているケースについては、被保護者に対し適切な納付指導を行うか、代理納付の手続きをとるにより改善は図られているか。

保護の開始は、急迫性がないにも関わらず要保護者の資産及び収入に係る必要な関係先調査をせずに開始していることはないか。また、保護の開始・申請の却下は、要否の判定を適正に行い決定されているか。

2 保護の廃止

(1) 要否の判定による廃止

保護の廃止は、当該世帯における収入の増加、最低生活費の減少等により保護を要しない状態を確実に把握した上で、医療費、介護費用等を含めて適正に要否の判定を行い決定されているか。また、廃止決定の理由は的確か。

(2) 「辞退届」による廃止

ア 「辞退届」は、被保護者本人の任意かつ真摯な意思によるものか。また、本来不必要な「辞退届」を一律に徴収していないか。

イ 被保護者本人から自立の目的を具体的に聴取するなど、廃止により直ちに急迫した状況に陥らないことを確認しているか。

ウ 保護の廃止決定の判断は、必要に応じケース診断会議等に諮るなど組織的に対応されているか。

エ 保護の廃止に際し、当該世帯の国民健康保険や国民年金への加入等の諸手続及び急迫状況に陥らないよう必要に応じ再来所・再申請について助言されているか。

また、地域の民生委員へ保護廃止の旨を連絡するなどにより、保護廃止後の当該世帯の自立生活を見守る配慮はされているか。

(3) 指導指示違反による廃止

ア 指導指示内容及び期限の設定については、被保護者本人の保護の目的達成上、必要なもので実現の可能性があるものとなっているか。

イ 法第27条による指導指示は、文書による指導指示の前に、原則として、口頭により直接当該被保護者に対して確実に行われているか。

ウ 指導指示違反に対する弁明の機会を設けているか。また、その日時や通知の手続は適切か。

(4) 不正受給防止
対策等の推進

2 医療扶助の適
正運営の確保

エ 指導指示に従わない場合において、保護を廃止する前に、保護の停止等について組織的に検討しているか。

オ 保護の廃止決定の判断及びその手続は、必要に応じてケース診断会議等に諮るなど組織的に対応されているか。

3 最低生活費の算定及び通知事務

最低生活費の認定、加算、控除等の決定事務は適正に行われているか。また、保護の開始及び変更並びに停止及び廃止が行われた場合には、被保護者に対しその旨を通知するとともに、必要な教示は行われているか。

4 保護費の返還・徴収の決定

(1) 法第63条による返還額の決定は、必要経費の控除及び自立更生のためのもやむを得ない用途にあてられたものの免除を含め適切に行われているか。

また、一部又は全部の返還額を免除する場合は、必要に応じてケース診断会議等に諮るなど組織的にその必要性を十分検討されているか、さらに、その内容が挙証資料等により明確にされているか。

(2) 法第78条による費用徴収にあたっては、各種控除を適用せず、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とされているか。

1 収入申告内容の確認等の状況

(1) 収入申告内容に疑義がある場合は、説明を求めているか。

また、必要に応じて勤務先等関係先調査が適切に行われているか。

(2) 再三にわたる収入申告書の提出の指示に対して正当な理由もなく従わない場合は、文書指示等の措置が行われているか。

2 不正受給ケースに対する措置

不正受給については、法第78条により厳正に措置されているか。

また、悪質なケースについては、告訴等が行われているか。

3 不正受給等の原因分析及び再発防止対策

(1) 不正受給等の未然防止を図り、適切な指導援助を行う観点から、法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因が十分に把握・分析された上で、適切に適用されているか。特に、定期的な訪問調査活動や関係先調査等による世帯の実態把握の方法に問題はないか。

また、年金、手当等の受給権の確認が適切に行われていたか等、実施機関として取り組むべき問題点の有無が検討されているか。

(2) 実施機関として取り組むべき問題がある場合、再発防止対策等の適切な対応はとられているか。

1 医療扶助受給者に対する指導援助及び適正運営の状況

(1) 電子レセプトを導入している場合には、電子レセプトを活用して、被保護者ごと又は医療機関ごとに医療扶助の実態を把握し、その結果をレ

セプト点検、指定医療機関の重点指導、重複受診（処方、後発医薬品の使用促進等）に活用しているか。

(2) 被保護者の病状は、電子レセプトの活用やレセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等により的確に把握され、その結果に基づき就労指導、療養指導等は適切に行われているか。

(3) 継続して医療を必要とするときには、原則、3箇月（併給入院外患者及び訪問看護の利用者は、6箇月）ごとに、医療要否意見書等により医療扶助継続の要否は十分検討されているか。

また、長期入院患者の実態を把握し、必要な指導援助は行われているか。

(4) ア 社会的入院を余儀なくされている入院患者のうち、要介護者については、介護施設への入所や介護サービスの活用を図り、精神障害者については、精神障害者退院促進事業を活用するなどして、在宅生活への移行が図られるよう必要な指導援助は行われているか。

イ 入院患者の退院後の受入先の確保について、必要な指導援助等は行われているか。

(5) 頻回受診者に対する適正受診指導状況

ア 頻回受診者指導台帳等は整備されているか。

イ 頻回受診の判断は主治医訪問や嘱託医協議等によって適切に行われているか。

ウ 頻回受診の指導にあたっては、保健師の同行訪問を行うなど、適切に実施されているか。

(6) 医療機関の選定は、真に止むを得ない場合を除き、患者の居住地に近い医療機関となっているか。

(7) 同一疾病で、複数の医療機関で受診する重複受診の確認・審査は行われているか。その結果を踏まえ、適正な受診指導は行われているか。

(8) 被保護者に対して、パンフレット等を用いて説明を行うなど後発医薬品の適切な選択について周知徹底を図っているか。

2 レセプトの点検、活用状況

(1) レセプトは、個別ケースごとに直近6箇月程度は綴綴され、療養指導等に常時活用できる状態となっているか。

また、病状の把握、療養指導等に際し、現業員、査察指導員、嘱託医等により適時レセプトが活用されているか。

(2) 資格審査、単月点検、縦覧点検について、医療事務の経験がある者等によって、適切な方法により実施されているか。

また、単月点検、縦覧点検を業者委託している場合、仕様書の見直し、競争入札の実施等を行うことなく、安易に同一業者に長期間委託していないか。

(3) レセプト点検に当たり、診療日数、診療内容、診療点数等に疑義が

生じた場合には、嘱託医への協議又は本庁に対し技術的助言を求めているか。

(4) 医療券交付処理簿とレセプトの照合は行われているか。

3 移送の給付等の状況

(1) 移送の給付にあたっては、画一的な取扱いによって一律に給付を認めず、被保護者が必要な医療を受けられなくなるものないよう、適切に給付の決定が行われているか。

また、「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について（平成22年3月12日社援発0312第1号厚生労働省社会・援護局長通知）を踏まえ、不正受給や過大給付などが発生しないよう所定の手続に則って、個々の事案ごとに十分な検討が行われているか。

(2) 施術、治療材料給付

あん摩、マッサージ等の施術、眼鏡等治療材料の給付は事前に申請させ、適切に行われているか。

また、施術については慰安の目的でないかなど施術を必要とする理由、施術日数、施術回数等の妥当性について嘱託医と協議のほか、必要に応じて施術者への確認や検診命令により把握の上、福祉事務所が十分検討しているか。

なお、施術の給付についての往療料の算定は、歩行困難など、真に安静を必要とする者等、通所して治療を受けることが困難な場合に限って行われているか。

4 嘱託医等の配置及び活動状況

(1) 嘱託医が週1回程度の所内勤務を行う等、医師による専門的判断を得られる体制は確保されているか。

(2) 精神科などの嘱託医の確保が困難な場合には、必要に応じ業務委託医の活用は検討されているか。

(3) 医療扶助の要否及びケース援助に当たって、嘱託医等の専門的かつ技術的意見は聴取されているか。

(4) 現業員等の医学知識の研修に当たって、嘱託医等が効果的に活用されているか。

5 本庁への技術的助言の要請状況

医療の給付の要否、援助方針の決定に当たって医学的見地からみて疑義のあるものについては、本庁に対し技術的助言を求めているか。

6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況

(1) 医療扶助の決定に当たり、社会保険等他法が適用されるものであるか否かについての確認はされているか。

(2) 患者の病状等に応じ、障害者自立支援法、感染症予防法に基づく結核医療等の活用について、保健所等関係機関との連携は十分図られているか。

3 介護扶助の適正運営の確保

るか。

特に次の点について、関係機関との連携が図られ、確認はされているか。

ア 精神科受診ケースについて、精神障害者保健福祉手帳申請の可否についての検討は行われているか。

イ 精神科の通院について、精神通院医療適用確認調書を活用するなど、障害者自立支援法第58条の適用について検討は行われているか。

ウ 人工透析医療、ペースメーカー交換術等移植術、人工関節置換術等について、更生医療に係る自立支援給付の優先活用についての検討及び確認台帳の整備は行われているか。

1 介護扶助受給者等に対する指導援助の状況

(1) 要介護又は要支援の状態にあると考えられる者については、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等により、要介護認定申請が行われるよう指導されているか。

(2) 介護扶助の要否判定、程度は、居宅介護支援計画又は介護予防支援計画の妥当性を検討の上、適正に決定されているか。

(3) 居宅介護支援計画又は介護予防支援計画に基づくサービス提供実績の確認は的確に行われているか。

2 福祉用具及び住宅改修の給付状況

(1) 介護扶助受給者に対して、福祉用具の購入費及び住宅改修費の全額を支給した場合には、領収書等により保険給付等の申請がなされるよう指導されているか。

(2) 保険者による償還金が支給された場合には、適切に法第63条が適用されているか。

(3) 福祉用具の使用状況を実地に確認しているか。

また、住宅改修前後の状況を実地に比較し、改修効果が確認されているか。

3 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況

40歳以上65歳未満の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号の特定疾病により要介護又は要支援の状態である医療保険に未加入である者について、障害者自立支援法等の他法が介護扶助に優先活用されているかの検討及び確認台帳の整備は行われているか。

また、障害者保健福祉関係部局等関係機関との連携は図られているか。

4 本庁への技術的助言の要請状況

介護扶助の給付の要否に当たって疑義のあるものについては、本庁に対し技術的助言を求めているか。

4 実施機関における入所措置等

の適正実施の確保 (1) 適正な入所措置事務等の確保	(2) 適正な保護の決定事務の確保 5 組織的な運営管理の推進 (1) 計画的な運営管理の推進
1 適正な入所措置事務の確保 (1) 措置台帳等諸帳簿は整備され、適正に入所措置事務が行われているか。 (2) 入所措置について、より必要性の高い者を優先して措置されているか。 (3) 入所措置後の適正な援助 (1) 入所措置後の継続の要否について見直しは行われているか。 (2) 入所措置後、年1回以上は訪問調査を行い、更生状況等の確認は適切に行われているか。 (3) 死亡等による入所措置解除について、速やかにその手続きは行われているか。 また、遺留金品の処分については、関係職員立会いのもとに適切に行われているか。 入所者本人支払額の決定事務は適正に行われているか。 1 理事者等の現状認識 (1) 理事者及び所長等は、管内の保護動向、地域的特性、実施体制及び前年度指導監査結果等を踏まえ、実施機関の抱えている問題点の現状を十分掌握しているか。 (2) 所長等幹部職員は、実施機関の抱えている特別な問題点等の要因の分析を行い、具体的な改善計画の策定等、その対応措置を講じているか。 (3) 所長等幹部職員は、個別ケースの問題から実施機関全体として取り組むべき問題について把握し、その対応策を講じているか。 ア 開始・廃止ケースの状況及び問題を把握する開始・廃止ケースの有無について把握し、実施機関全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。 イ 法第63条及び法第78条適用ケースの発生 原因を分析し、実施機関全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。 ウ その他、特に問題を抱えるケースについて、実施機関全体の問題として把握し、取り組んでいるか。 エ 問題解決のために必要な職員研修を実施し、あるいは、自主的内部点検や適正化対策事業等を実施する等、その対応策を講じているか。	(2) 査察指導機能の充実 (4) 理事者及び所長等は、職場環境の改善及び職員の士気高揚に努めているか。 2 生活保護業務の実施方針及び事業計画の状況 (1) 保護の動向及び雇用情勢など地域の状況について分析を行い、対応すべき課題について整理し、前年度の監査指摘事項などを踏まえ、実施機関の抱える問題点を分析し、その要因を把握しているか。 (2) 実施方針については、所長等幹部職員及び現業員等関係職員の参加のもとに十分討議し、早急な改善や対応が必要な事項を中心とした実効性のある方針が立てられているか。 また、問題を生じている要因の改善に向け取り組む内容が明らかとなるよう、具体的な手順や方法が盛り込まれているか。 (3) 実施方針に基づき、月別にあるいは四半期毎に、具体的な取組の内容及び実施時期を明らかにするため事業計画が策定されているか。 (4) 実施方針及び事業計画に基づいて実施した取組の結果及び効果を集約し、実施機関として評価・分析を行い、改善が必要な事項については、次年度の実施方針に反映するなどの措置がとられているか。 3 自主的内部点検及び適正化対策事業の実施及び活用状況 (1) 当面する課題及び指導監査結果に基づく指導事項又は指示事項を取り入れた自主的内部点検及び適正化対策事業は実施されているか。 (2) 実施した自主的内部点検及び適正化対策事業の結果を集計するとともに、実施結果について、実施機関として評価がされているか。 また、実施方針等に反映されているか。 (3) 自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているにもかかわらず、指導監査等において、依然として、同じ事項が指摘又は指示を受けている場合、その実施方法の適否について検討されているか。 4 ケース診断会議の活用状況 (1) 援助困難ケースに対する援助方針の策定、法第63条の一部返還免除、法第78条の適用、新規開始及び廃止決定、暴力団員への保護の適用、自動車保有可否の決定、法第27条による指導指示をする場合等においては、必要に応じてケース診断会議等に諮るなど速やかな組織的判断が行われているか。 また、所長等幹部職員は参画しているか。 (2) ケース診断会議等の検討結果は記録されているか。 また、その結果等を踏まえ具体的な取組は行われているか。 1 現業活動の管理体制の確保 訪問計画の策定など計画的な訪問のための取組や訪問調査活動の実施について査察指導員が把握でき、かつ必要な助言、指導ができる体制は確保されているか。また、個々のケースを掌握するための査察指導台帳

は作成されているか。

2 訪問の進行管理等

(1) ケースの実態に即した援助方針及び訪問計画の策定など、訪問調査活動の実施についての助言、指導は適切になされているか。

また、ケースの実態の変化に応じて、その見直しに対する助言、指導は適切に行われているか。

(2) 長期間未訪問ケース等について、現業員に対して必要な指導が行われているか。

3 ケース審査及び助言、指導

(1) ケースの援助内容について、現業員に必要な助言、指導は適切に行われているか。特に、新任の現業員に対し、実務指導、接遇等について特別な配慮はなされているか。

(2) 現業員に助言、指導した事項、その経過及び結果について、査察指導台帳等に記録されているか。

(3) 現業員に助言、指導した事項についての進行管理は適切になされているか。

4 援助困難ケースへの対応

(1) 援助困難ケースに対する指導援助は、担当者任せとなっていないか。

(2) 援助困難ケースについては、査察指導員が同行訪問を行う等により、その実態を把握し、適切な援助を行うよう指導されているか。

(3) 必要に応じ、関係者にケース診断会議等への参加又はケースへの同行訪問を要請しているか。

(4) 関係機関等との連携は、組織的に確保されているか。

1 職員の配置状況

(1) 査察指導員、現業員の不足により事務処理に支障を来していないか。

(2) 査察指導員は原則として生活保護業務経験者等で、適切な助言、指導ができる者となっているか。

(3) 現業員の大半が異動すること等によってケースの援助、事務処理等に支障を来していないか。

現業員等が社会福祉主事資格を有していない場合は、資格取得に努めているか。

(4) 査察指導員、現業員が生活保護以外の業務を兼務している場合、支障を来していないか。また、査察指導員がケースを直接担当していることはないか。

2 面接相談体制の状況

専任面接相談員の配置や、状況に応じた複数による面接の実施等、面接相談体制は確立されているか。

3 現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等

(3) 実施体制の確保

6 実施機関の実情に応じた重点的な指導の徹底

(1) 保護金品の支給について

ア 決裁権者等を明確にした事務処理規程等は定められているか。

イ 電算システムにおける決裁権者の決裁確認機能はあるか。(無い場合は、代替確認方法)

ウ 窓口支給における現業員の関与はあるか。関与がある場合、その範囲は適正に定められているか。

エ 未支給保護金品の管理方法は適正に定められているか。

オ 介護老人福祉施設入所者等を除き、生活保護受給者本人以外に保護費を交付していないか。

カ 当該被保護世帯主又は世帯員が受領に来所出来ない場合の保護金品の取扱いは適正に定められているか。

キ 保護決定通知書を事前に送付しているか。

ク 窓口支給の縮減に適正に取り組んでいるか。

ケ 被保護者等からの問い合わせ受付体制は適正にとられているか。

(2) 返還金・徴収金について

ア 決裁権者等を明確にした事務処理規程等は定められているか。

イ 現業員等の事務の範囲及び取扱い手順は適正に定められているか。

ウ 決定前の返還金・徴収金相当額の預かりを行っているか。

エ 納付指導等における返還金・徴収金の徴収方法は適正に定められているか。

オ 現金管理及び相互牽制は適正に行われているか。

カ 被保護者等からの問い合わせ受付体制は適正にとられているか。

(3) 遺留金品の取扱いについて

ア 決裁権者等を明確にした事務処理規程等は定められているか。

イ 現業員等の事務の範囲及び取扱い手順は適正に定められているか。

ウ 現金管理及び相互牽制は適正に行われているか。

エ 被保護者等からの問い合わせ受付体制は適正にとられているか。

4 ケース記録等事務処理の管理状況

(1) ケース記録など個人情報資料については、秘密が厳守されるよう慎重な配慮のもとに取り扱われているか。

(2) 関係先照会等にかかる決裁文書等の処理について、内容審査、点検等の管理は適正に行われているか。

(3) 暴力団関係者ケースに対する調査、指導の状況

(1) 被保護者又は申請者等の言動から暴力団員ではないかとの疑いが持たれても、その経歴などから暴力団親交者との交流の可能性がある場合には、警察等関係機関との連携を十分図り適切に処理されているか。特に高齢又は障害・傷病などにより、安易に暴力団員の該当性はないと判断していないか。

- (2) 保護を申請した、又は申請しようとする者（以下、「申請者等」という）が暴力団員である場合には、現業員等のみに任せることなく、ケース診断会議等で受給要件の厳格な審査と指導方針が明確にされ、組織的に取り組まれているか。
- (3) 申請者等が暴力団員であることが確認された場合には、急迫状態である場合を除き、既に申請を受理している場合は申請を却下し、相談等の段階である場合には、暴力団を離脱しない限り、申請を行っても却下することとなる旨を説明しているか。
- (4) 申請者等が申請時点において暴力団員であったが、暴力団からの離脱を求めた結果、暴力団を離脱した場合には脱退届及び離脱を確認できる書類（絶縁状・破門状等）、誓約書、自立更生計画書等を徴取しているか。
なお、それらの書類の真偽について疑いがある場合には、警察の暴力団排除担当課に再度情報提供を求めるなどにより確認に努めているか。
- (5) 保護受給中に暴力団員であることが判明した場合には、暴力団からの離脱等を指示し、これに従わない場合には、所要の手続を経て保護の廃止をしているか。
- (6) 現役暴力団員と生計を同一とする他の世帯員について、当該暴力団員を世帯分離し、真にやむを得ない事情によりその世帯員のみを保護している場合、その事情は現時点において適切か。
- (7) 現役暴力団員、当該暴力団員を世帯分離した生計を同一とする他の世帯員及び元暴力団員について、真にやむを得ない事情で保護を適用している場合、適切に生活実態は把握されているか。
- (8) 警察との連携・協力強化のため、暴力団員の保護状況や、管内の暴力団の状況について、実施機関と警察署との間で円滑な情報交換を行うなどの協議等が行われているか。なお、暴力行為等があった場合には、速やかに警察署へ通報する等の措置は行われているか。
- (9) 保護の開始決定後、本庁への情報提供は速やかに行われているか。
2 自動車保有ケースに対する調査、指導の状況
- (1) 自動車の保有状況が、必要に応じて陸運支局等の関係先調査等により的確に把握され、保有要件の審査が適切に行われているか。なお、保有容認にあたっては、任意保険の加入についても検討されているか。
- (2) 保有を認めた場合において、適宜保有要件の検証は適切に行われているか。
- (3) 保有が認められない場合の指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。
- (4) 処分が行われるまでの間の使用禁止の指導は、適切に行われているか。
- (5) 自動車の処分指導の保留については、概ね6か月以内に就労により保

- 護から脱却することが確実に見込まれる者であって、保有する自動車の処分価値が小さいと判断される場合に限り、行われているか。
また、処分指導を保留しているケースについて、期限到来後に自立に至らなかった場合には、速やかに処分指導を行っているか。
- 3 ホームレス等に対する保護の適用状況
- (1) ホームレスに対する保護の適用にあたっては、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものではないことに留意し、実施されているか。
- (2) 直ちに居宅生活を送ることが困難とされ、保護施設や第二種無料低額宿泊所等において保護されたホームレスについて、その状況に応じて養護老人ホームや各種障害者福祉施設等への入所は検討されているか。
- (3) 施設入所中の被保護者については、その状況に応じて訪問調査活動を行い生活実態を把握するとともに、居宅生活への円滑な移行に向けて、施設職員や民生委員等関係機関との連携を図り、日常生活訓練、就業の機会の確保等の必要な支援は行われているか。
- (4) 第二種無料低額宿泊所等に起居する被保護者については、平成21年10月20日社援保発1020第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知を踏まえ、少なくとも1年に2回以上家庭訪問するよう訪問計画を策定し、定期的な訪問調査活動を行い、利用料金、金銭管理、居室の状況等も含めた生活実態を把握するとともに、自立に向けた必要な指導援助は行われているか。
また、被保護者の生活状況が劣悪であると認められた時には、転居指導を行うとともに、必要な支援は行われているか。
- 4 実施機関の規模に応じた適切な組織運営
- (1) 小規模な実施機関において、査察指導員任せにならないよう、保護の適正運営が組織的かつ継続的に確保される体制は整備されているか。
また、他の実施機関等と共同し、実務を中心とした研修やケース事例の研究協議会など、実施水準の維持向上のために努力がされているか。
- (2) 大規模実施機関において、組織運営の一体性が確保されるよう、役付会議や係会議の定期開催、査察指導マニュアル及び補助簿の整備、各種委員会の組織などの工夫がされているか。
- 5 職員による不祥事件の再発防止について
- 過去において職員による不祥事件の発生した実施機関については、その発生要因及び背景を分析した上で、適切な再発防止策が策定され、かつ確実に実施されているか。
また、他の実施機関においても、職員による同様の不祥事件が発生しないよう再発防止策の情報共有を通じて未然防止策が徹底されているか。